

経営情報研究
第18巻第1号(2010), 35-45ページ

研究論文

NPO 法人の資金調達問題に関する一考察*

— 中間支援組織に注目して —

朱 紅*・岩坪 加紋**

Financial Constraints on NPO in Japan

— the role of Intermediaries —

Hong ZHU • Kamon IWATSUBO

【要 約】 現在、地域経済・社会にとって不可欠な存在として NPO 法人の重要性が益々増大している。一方、NPO 法人も営利企業と同様にその設立や運営に資金が必要であるが、法人の特殊性や経済環境に起因する要因により資金調達環境は極めて厳しい。本研究では、NPO 法人の先行研究の調査・研究結果による現状認識とともに、資金調達難の原因を分析し、昨今注目されつつある中間支援組織の役割について論じた。その結果、課題は残るものの中間支援組織は NPO 法人の資金調達の問題を緩和しうる有効な組織と結論付けられる。

* 本稿は平成 21 年度、主執筆担当者の修士論文を基に作成したものであり、佐藤正志教授、針尾大嗣准教授、また他にも多くの方にお世話になった。記して感謝するとともに、ありうる誤りはすべて筆者の責任である。

* 摂南大学大学院経営情報学研究科博士後期課程

** 摂南大学経営学部教授

1. はじめに

90年代以降、新たな社会を創造する担い手の一つとしてNPOが台頭した。阪神・淡路大地震でボランティア活動が高く評価され、1998年3月のNPO法（特定非営利活動促進法）に結実したことに由来する。さらに近年の景気低迷や金融危機の経験を通して、市場メカニズムや政府活動への依存に限界を認識するに至り、NPO法人の存在感は益々高まっている。特に我々の住む地域経済・社会にとっては不可欠な経済主体として活動することが期待されている。

事実、NPO法が施行されて以来、認証数は一貫して増加している。年間4,000ほどのNPO法人が設立され、2010年4月末現在、NPO法人の累積認証数は39,133団体となっている¹。NPO法人も営利企業と同様にその設立や運営に資金が必要であり、その数の増加は当該法人の資金需要の増大を意味するものである。今後、さらにNPO法人の非営利活動の資金ニーズも急速に拡大するものと考えられる。

本研究では、先行研究の調査・研究成果に基づいて、NPO法人の資金調達面の難しさについて再解釈を行い、今後NPO法人の資金調達は、どのように取り組みを進めるべきかについて考察を行う。本稿以下の構成は次のようである。第2節では先行研究を基に主として本邦NPO法人の資金調達環境について確認を行う。第3節では第2節の結果を基に、特に中小企業の資金調達問題を分析する際に用いられるフレームワークを用いて、NPO法人の問題を整理する。さらに、昨今の議論として活発化してきた中間支援組織の役割について考察する。第4節では本稿のまとめと今後の課題について述べる。

2. 現状認識

近年、政府は内閣府内に「新しい公共」円卓会議を設置した。「新しい公共」の定義は必ずしも特定化されていないが、会議は暫定的ながら新しい公共を「支え合いと活気のある社会」を作るための当事者たちの「協働の場」と捉えている。また、「そこでは、「国民、市民団体や地域組織」、「企業」、「政府」等が、一定のルールとそれぞれの役割をもって当事者として参加し、協働する」とすることを強調している²。注目すべきは会議では、その「新しい公共」の担い手としてNPO法人を重要な「当事者」と認識していることである。

一方、NPO法人も営利企業と同様に設立や運営に資金が必要である。NPO法人はその規模から中小企業の一つとも考えられ、その資金源には営利企業と同様に金融機関からの借入が想定される。さらに当該法人の特殊性から寄付金も有力な資金源である。

しかし、NPO法人の資金調達環境は営利企業以上に困難な状況にある。NPO白書（2007）には、本邦のNPO法人の状況について報告しており、一部を要約すると次のようになる。

- 寄付金の伸び率は低く、寄付額規模は他国と比べて小さい。年間4,000程度のNPO法人が設立されているが、毎年寄付金の総額はほぼ一定であり、2005年段階で日本の寄付総額は約6,008億円である。さらに、日本の寄付総額は、アメリカやイギリスと比べて規模が

¹ 内閣府『内閣府NPOホームページ』（2010年4月30日）掲載データを基に算定した。数値は内閣府認証および都道府県認証をあわせたものである。

² 内閣府ホームページ掲載の「新しい公共円卓会議、会議資料」（2010年5月2日）より。

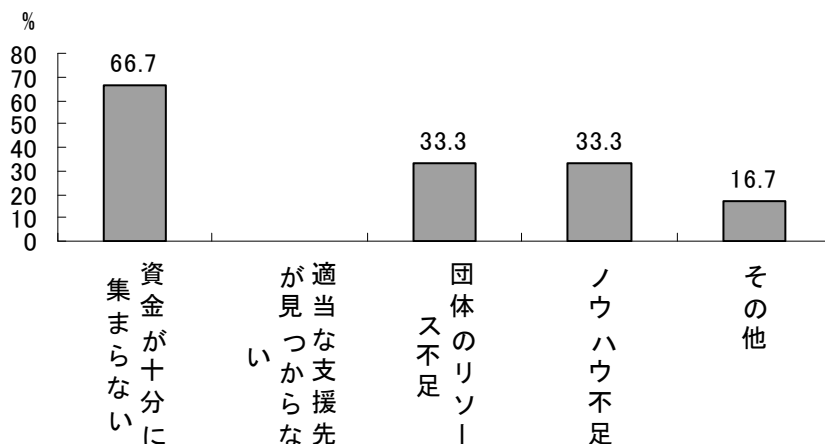
小さく、アメリカは円換算で約 23.7 兆円、イギリスは約 1.08 兆円であり、アメリカと比較すれば日本の寄付額はおよそ 40 分の 1 である。

- 本邦の NPO 法人の資金調達に関しては、手法や機能の不足などさまざまな問題がある。例えば、日本ではスチュワードシップ³の考え方が浸透していないといった問題がある。

NPO 白書は NPO 法人の資金調達環境についてマクロ的視点から考察したものであるが、よりミクロ的視点から、かつ資金を集め NPO 法人に供給する主体への直接的なアンケートとヒアリングによる調査もある。三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社は、平成 18 年度内閣府委託調査の結果として、「『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査」(2007) を取りまとめた。

例えば、「資金支援の仕組みに関する課題は何ですか」⁴という設問に対して、「必要な資金が十分に集まらない」と回答した団体が最も多く、66.7%を占めた(図 1)。

図 1 資金支援の仕組みに関する課題 (NPO 法人) (複数回答)



出所：三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2007)、
p.32、図表 2-50 より筆者加筆のもの。

³ スチュワードシップとは、寄付をもらった後に「寄付を受けた団体が倫理的に寄付を使い、寄付者がその社会支援の気持ちをきちんと行使できる」ために、NPO/NGO が寄付者に対して行う活動である。(大西、2005、p.56)

⁴ 資金支援の仕組みとは、「団体が集めた・もしくは元々有する資源(金銭)を用いて、事業実施もしくは団体運営に際して金銭的な課題を有する民間非営利団体に対し支援を行なうための仕組み」と定義されており、団体が特定の非営利団体に直接行う寄付は含まれていない。

団体のノウハウ不足も 33.3%と比較的割合は大きく、団体の支援意思とは裏腹に資金支援を企図する団体の資金調達環境にも未整備の状況が窺える。

最も資金調達に長けた産業である金融機関は、NPO 法人に対しどのように対応しているであろうか。上記の実態調査⁵では、金融機関へのアンケート調査も行われている。NPO 法人に関する財務情報やデータの不足、非営利性を事由として通常の融資審査では定性的判断が難しいこと、ならびに一般の信用保証制度がないということを報告している。金融機関の NPO 法人への融資姿勢は、必ずしも積極的ではないことが窺われる。ただし、今後の支援の方針には業態に差異があり、労金や信金・信組は拡大あるいは現状維持、地方銀行は現状維持との回答を寄せている。資金支援の仕組みに関する課題はあるが、比較的積極姿勢を示す傾向が強いのは労金や信金・信組といった小規模で地域への密着傾向の強い金融機関と言えよう。

このような厳しい状況で、NPO 法人の支援を目的とした中間支援組織が増加している。中間支援組織について、現在でも明確な定義はないが、第一総合研究所が内閣府の委託調査である 2003 年度の「中間支援組織の現状と課題に関する調査報告」(内閣府ホームページ)では、「多元的社会における共生と協働という目標に向かって、地域社会と NPO の変化やニーズを把握し、人材、資金、情報などの資源提供者と NPO の仲立ちをし、また、広義の意味では各種サービスの需要と供給をコーディネートする組織」と定義している。また、中間支援組織の中には、NPO 支援だけでなく、まちづくりの推進をはじめとする様々な分野で自らも具体的な活動を行っているところも多いということである。2010 年 3 月日本 NPO 学会年次大会では、中間支援組織の重要性が初めて注目された。

以上のように調査・研究結果を見るかぎり、NPO 法人の資金ニーズに対し必要な資金が十分に供給されていないことは明らかである。ただし、NPO 法人の資金難に対し、中間支援組織などの支援団体の活動やそのあり方や有効性論議も始まっている。そこで本稿以下では、中小企業の資金調達問題を考察する際に用いられるフレームワークを基に、NPO 法人の資金調達難の原因を明確化するとともに、議論が活発化してきた中間支援組織の役割について考察する。

3. 分析と考察

3.1 中小企業との比較による NPO 法人の資金難の原因分析

NPO 法人は、非営利組織であり、公益法人を除くと比較的新しく、また特殊な企業形態である。さらにその規模は中小企業と同様に小規模である。このため、既存の金融機関には NPO 法人に関するノウハウの蓄積が少なく、中小企業と同様に情報の非対称性の問題が想定され、さらに担保資産などの問題も考えうる。以下では、NPO 法人の資金調達問題を、通常、中小企業の問題を考察する際に用いられるフレームワークを用い、中小企業と比較しつつ分析する。

(1) 事業性

一般に NPO 法人も少ないながらも専従者を要し、法人として継続的な業務運営のために事業性が要求される。ただし、NPO 法人は主として社会的リターンを目的としており、営利企業

⁵ 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2007) pp.111-112。

が目的とする私的利益とは性質が異なる。さらに 1998 年の NPO 法施行後設立されたものが多く、それらの業暦は浅い。このため、NPO 法人は経営ノウハウや人材などの不足に直面している。したがって NPO 法人の事業性は営利企業よりも必然的に低いものとなる。またこのことは金融機関においても NPO 法人の事業性を評価するノウハウの蓄積が進んでいないことも示唆している⁶。

(2) 情報の非対称性

ファンドレイジング⁷は寄付者との関係に基づく活動であるため、このプロセスは信頼と関係強化を担い、将来の継続的支援につなげる意味で不可欠である。しかし、日本では、寄付者との関係構築がまだ不足しており（大西、2005、p.8、p.75）、寄付者と NPO 法人の間には情報の非対称性が存在すると考えられる。

また、そもそも NPO 法人も中小企業と同様に非上場であるため、情報の開示手段に関しても制約がある。大企業は基本的に証券取引所に上場しており、有価証券報告書の公開や株主総会など、投資家への情報公開の機会が多い。必然的に公開される情報の量・質とも中小企業と同様に NPO 法人も大企業に比較して劣ることとなる。このため、寄付者を含めた投資家や銀行等の金融機関と NPO 法人との情報の非対称性はさらに拡大し、NPO 法人の資金調達はより困難な様相を呈していると推測される⁸。

(3) 規模の経済性

規模の大きさから見ると、NPO 法人は大企業よりも明らかに小さい⁹。そして、借入金額も NPO 法人の方が小さい。金融機関からの借入に際して行われる審査・監視にかかる費用は、借入金額に関わらず、ほぼ一定と考えられるため、借入金額が小さいほど規模の経済性が働きにくい。例えば、大企業の借入額が 10 億とし、NPO 法人の借入額が 100 万円とし、審査・監視コストは一律 10 万円とすれば、銀行にとって大企業に貸し出しするほうが有利となる。規模の経済性が期待できない NPO 法人は、借入について劣位にある。（岩坪、2009）

(4) 担保資産

担保資産は、金融機関との情報の非対称性を緩和し、さらに信用リスクに応じた取引を可能とする。ところが、大企業に比べると、中小企業と同様に NPO 法人の固定資産は少なく、入担による借入は困難となる。また前節で述べたように、中小企業金融で用いられる一般的な信用保証制度も未整備であり、個々の金融機関の無担保貸出に頼らざるをえない。

⁶ 前節の事態調査の対象は NPO 法人だけではなく、金融機関（労金、信金、信組、地方銀行）もある。「資金支援の仕組みに関する課題は何ですか」という設問に対して、金融機関の中、労金、信金、信組、地方銀行 4 つとも、「ノウハウ不足」という回答の比率が、他の回答の比率より多くなっている。

⁷ NPO 法人の資金調達をファンドレイジングといわれている。ファンドレイジングとはサービス提供の対価を得る活動以外で非営利組織が財源確保を目的に行う諸活動である（田尾・吉田、2009、p.173）。ファンドレイジングの定義はいくつがあるが、本研究では、意思ある資金の調達と考える。

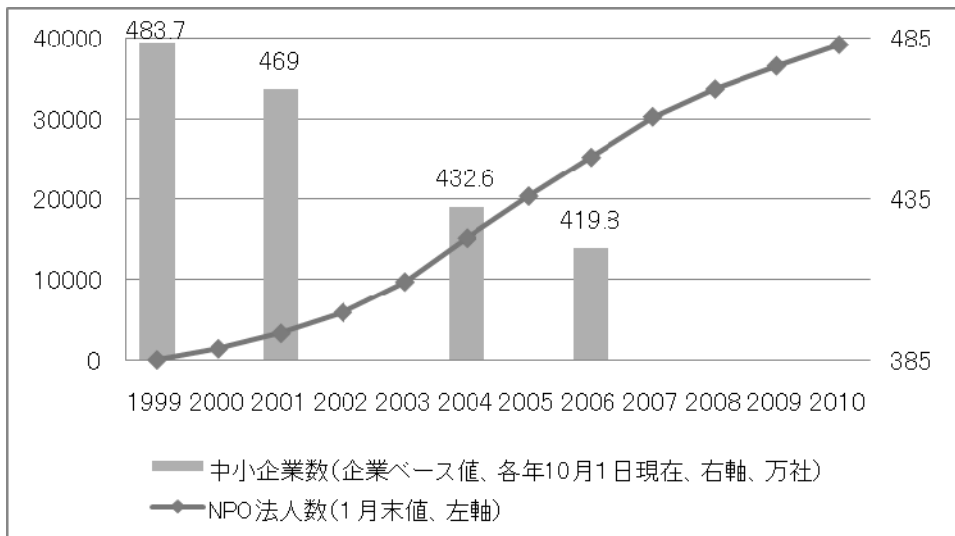
⁸ 日本 NPO センターは、各地の NPO 法人を紹介する Web サイトを開設している。しかし、言うまでもなく当センターの Web サイトにたどり着かなければ問題は解決されない。

⁹ 中小企業と NPO 法人に関しては、客観的な指標が見当たらず、ここでは割愛している。

(5) 景気低迷と競争環境の変化

NPO 法が施行された 1998 年の前後は、北海道拓殖銀行や日本長期信用銀行、日本債券信用銀行、山一証券など一連の大規模金融機関の破綻の時期に当たる。本邦金融機関の貸出が減少し、貸し渋りや貸し剥がしなどもみられ、信用収縮が著しい時期にある。この傾向は 2000 年に入っても続いた。さらに、一時的に外需に基づき景気は回復するが、2007 年のサブプライムローン問題に端を発する金融危機により、景気は再び下降局面を辿っている。このような状況下において真っ先に影響を受けるのは中小企業である¹⁰。

図 2 中小企業数と NPO 法人数の比較図



出所：中小企業庁『中小企業白書』、内閣府『内閣府 NPO ホームページ』のデータより筆者作成のもの。

図 2 は NPO 法人数（左軸、単位：社）と中小企業数（右軸、単位：万社）の推移を示している。中小企業数が 90 年代後半より急減しており¹¹、近年の金融危機を受けさらに中小企業の貸出市場が縮小している¹²。

¹⁰ 金融庁が発表した「中小企業金融に関するアンケート調査結果の概要」（2010 年 4 月 2 日）によると、販売不振や在庫の長期化等が中小企業の資金繰りを悪化させているとのことである。

¹¹ 中小企業数は総務省『事業所・企業統計調査』を基に算出されているが、本調査は 2、3 年間隔で行われるため、直近データは 2006 年のものとなる。ただし、データの趨勢および金融庁の調査結果（脚注 9）から、現状ではさらにその数は減少していると考えられる。なお、中小企業数の開業率と廃業率が逆転したのは 1980 年代前半からであり、中小企業数の減少要因には、景気問題の他に本邦経済の構造的要因も考えうる。

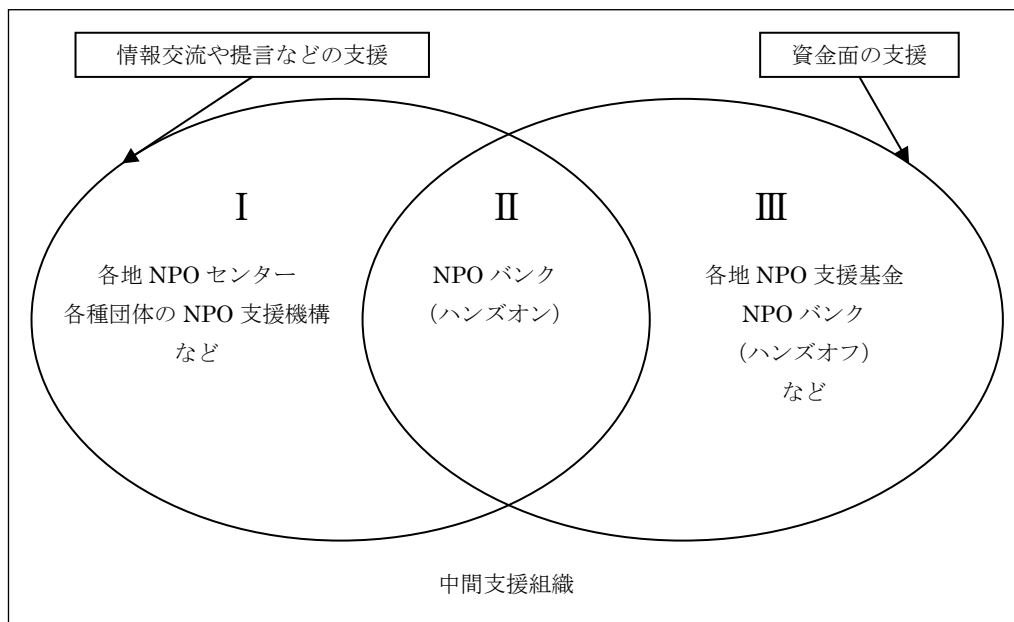
¹² 国内銀行の中小企業向貸出残高について、1999 年 4 月末には約 226 兆円、2005 年 6 月に約 172 兆円と底を打ち、2007 年 3 月の約 187 兆円まで回復した。しかし、金融危機を境として 2009 年 11 月には約 175 兆円まで低下した。2010 年 3 月現在で約 178 兆円まで回復しているが、危機以前の水準には達していない。

このような状況下にあつて、NPO 法人数は中小企業数とは逆に毎年 4000 ほどの割合で増加している。一つの見方として、貸出市場において NPO 法人が中小企業にとって代っているという考え方もあろうが、前節の実態調査の結果を基にすれば否と言わざるをえない。すなわち、国内銀行は中小企業向け貸出資産を含む資産ポートフォリオの変更を行っており、NPO 法人向けの貸出余力も必然的に減少する。ところが毎年 4000 ほどの NPO 法人が設立されており、NPO 法人間の競争も徐々にではあるが厳しくなっていると考えられるべきであろう。総じていえば、景気低迷による影響と NPO 法人間の競争の影響が、個々の NPO 法人の資金調達環境を悪化させていると推測されるのである。

3.2 中間支援組織の役割

図 3 は本稿で定義する中間支援組織の概念図である。中間支援組織に関する直近の考え方として、『『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査』（2007）では、NPO の基盤整備のための相談窓口などのセンター的機能を持ち、行政や企業といった他のセクターや NPO 同士の仲介を行なうもの、NPO 活動や NPO の組織的な基盤強化の支援を目指す団体と定義しており、ハンズオンタイプの組織を想定している（Ⅰの領域）¹³。このため、銀行のような資金のみの支援を行うハンズオフタイプの資金支援組織とは分けている（Ⅲの領域）。

図 3 中間支援組織の概念図



¹³ ここでハンズオンという場合、ベンチャーキャピタルの機能を想起するが、ベンチャーキャピタルのように経営者を相手企業に送り込むほどの経営関与を想定しているわけではない。

現状では、上記実態調査が定義する中間支援組織（Ⅰの領域）に相当する組織には、各地のNPOセンターやNPO法人に情報交流や提言などの支援を行う組織がある。一方、資金供与のみを行う資金支援組織（Ⅲの領域）には、各地NPO支援基金とNPOバンクがある。NPOバンク¹⁴には、ハンズオフタイプ（Ⅲの領域）とハンズオンタイプ（Ⅱの領域）があり¹⁵、独特の位置づけとなっている。本稿では、資金支援とともに、経営支援も視野に入れており、図中の中間支援組織と資金支援組織を総じて、以下ではこれらを総じて中間支援組織（Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの領域）と呼ぶこととする。

現在中間支援組織は日本中で活発に活動しており、行政や金融機関ならびに自治体などと連携を密にしている。以下は各地の中間支援組織の先進事例である。

日本NPOセンターは典型的なNPO中間支援組織である。当センターは民間非営利セクターに関わるインフラストラクチャー・オーガニゼーション（基盤的組織）として、情報交流、人材開発、調査研究、政策提言などの幅広い活動を通じてNPOの基盤強化をはかり、市民社会づくりの共同責任者としての企業や行政との新しいパートナーシップの確立をめざしている（日本NPOセンターのホームページ（2010年3月20日）より）。

また、前述の実態調査では、地域金融機関と中間支援組織、自治体との連携の先進事例（近畿労働金庫、京都労働者福祉協議会、きょうとNPOセンターとの3者連携）を取り上げている。この例はNPO法人の資金調達難を緩和した先進事例である。事例の背景である京都府内では、年々増加するNPO法人への資金需要への対応が迫られていた。そこで、地域密着を掲げる近畿労働金庫はNPO事業サポートローンを実施し、積極的にNPO法人に融資した。しかし、当該ローンにも限界があり、例えば、融資対象には原則として2年以上の事業歴を必要とし、基本的には福祉事業に限定されていた。そこで、京都労働者福祉協議会の預金を基にした保証制度を構築し、きょうとNPOセンターに公益性審査委員会を設置し事前審査を行うことで、包括的なNPO法人向け貸出を可能とした。

内閣府「新しい公共」円卓会議でも現在活躍している中間支援組織の先進事例が取り上げられている。いずれも図3のⅢの領域に属する組織である。

- 京都地域創造基金の取り組み

京都地域創造基金は2009年8月に公益財団法人として京都府から認定された。同年9月、地域の課題解決など公益活動に取り組むNPO法人の自己資金を小口融資で支援し、地域力再生を推進する社会環境づくりを進めるという目的で、京都地域創造基金は、京都府及び京都信用金庫、京都北都信用金庫との協働により、「きょうとふNPO活動支援融資」（小口無利子融資）を実施した（自治体と民間の協定によるNPO

¹⁴ NPOバンクは銀行ではなく、NPO法人専門の金融的組織であり、市民が自主的に創設し、営利を目的とせず、公益性が高い事業を行う組織である。1994年4月設立の未来バンクが初のNPOバンクであり、低い貸出金利で社会的リターンを求めるNPOバンクは、2010年現在で全国に10団体ほどが確認されている。

¹⁵ 例えば、ハンズオンタイプにはコミュニティ・ユース・バンク momo（名古屋市）、ハンズオフタイプには ap bank（東京都）がある。

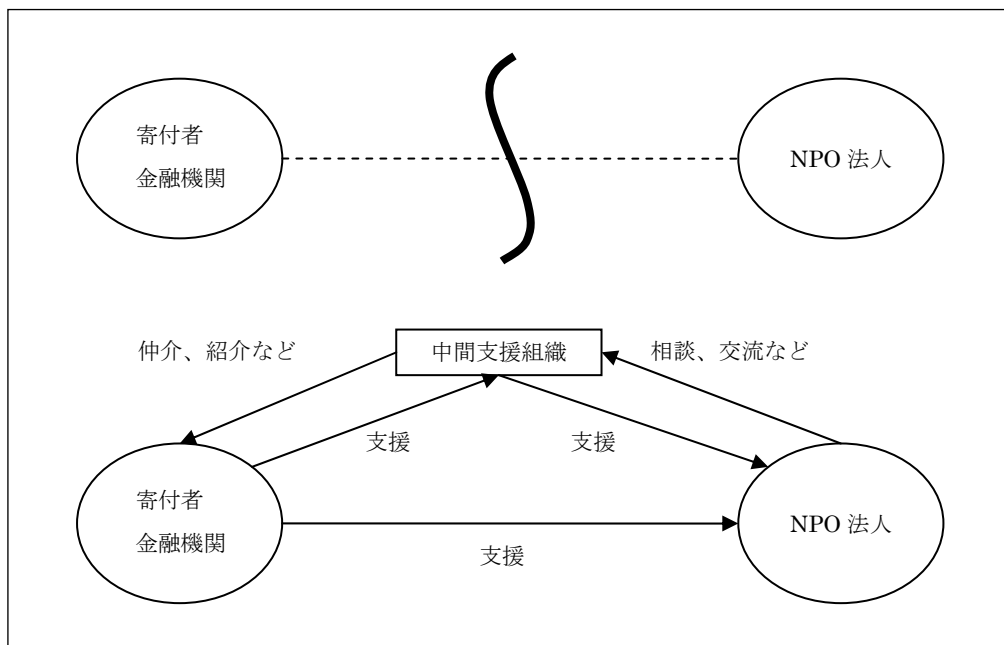
向け実質無利子融資制度として全国初である。京都地域創造基金ホームページ(2010/5/3)より)。

● 女性・市民コミュニティバンク (NPO バンク) の活動

市民事業の現場を熟知している専門家で構成される融資審査委員会により審査され、融資対象には事業の採算性・継続性、地域社会への貢献などを評価基準に審査が行われる。女性・市民コミュニティバンクの出資金は現在(2010年3月末)1億2,754万円である。融資実績は119件、約4億1,500万円である。その中の延滞・貸し倒れは一件もない。

以上のように現在、中間支援組織が非常に重要な役割を担っている。これら組織の位置づけを図示したのが図4である。前節で述べたように、NPO法人は、情報の非対称性や低い事業性、小規模の問題、さらに少額の担保資産や景気低迷の問題を抱えるため、NPO法人の資金調達環境は芳しくない(図4の上の部分)。

図4 中間支援組織の重要な役割



一方、事例で見たように中間支援組織の活動により、状況は改善される(図4の下の部分)。中間支援組織はNPO法人と常に接点を持ち、相談や交流活動を通してNPOの事業性を直接把握するとともに、適切な経営支援を行える立場にある。このため必然的に個々の法人、業種の情報の入手が可能であり、事業の指導の他、NPO法人の競争環境に応じた指導が行える位置づ

けにある¹⁶。さらに京都の事例のように行政とのタイアップにより NPO 法人への保証制度の設立にも貢献しうる。

また、中間支援組織の構成員は主として市民であり、寄付者や地域密着型の金融機関との接点が多い。NPO 法人との交流により得た情報は、寄付者や金融機関への仲介や紹介に有効に働きうる。さらに、寄付者や金融機関が NPO 法人を熟知しうる段階となれば、直接的に NPO 法人を支援しうることも推測され、地域にとって必要な法人と認識されれば景気動向に左右されず、また競争環境の激化にともなう資金調達難の程度も緩和しうると推測される。

4. おわりに

高齢化社会に代表されるように社会的リターンが注目される一方で、市場メカニズムや政府の役割が見直される気運が高まり、市場や政府の活動を補完する経済主体として NPO 法人への期待が高まっている。本稿では、先行研究・調査の結果を基に NPO 法人の資金調達問題を検討・分析した。

NPO 法人は非営利組織ではあるが事業性を求められ、中小企業と同様に情報の非対称性や規模や担保の問題に面し、さらに景気動向や競争環境にも左右される。このため、NPO 法人の資金調達環境は、悪化していると容易に推測された。この厳しい状況下において、中間支援組織の役割が重要性を増している。すなわち、NPO 法人との相談・交流活動、また寄付者・金融機関との仲介・紹介活動を通して、NPO 法人と投資家である寄付者・金融機関とを結びつけるだけではなく、NPO 法人の非営利活動を事業として軌道に乗せる有力な組織である。これにより、社会的リターンの実現がより現実味を増していると言えるであろう。特に現在、NPO 法が設立されて 10 年を超え、試行錯誤の末、NPO の経験を積んだ人材が多く輩出されており、中間支援組織にそれらの人材が集まることが期待される。

ただし、課題も山積している。例えば政策策定者は、NPO 法人に雇用創出機会を期待する傾向があるが、NPO 法人の専従者は少なく、現状ではこれに応えられるものではない。まず、制度的な考察が必要となろう。また法人として事業性が求められるが、京都のケースのように行政とのタイアップがないと、純粋な民間発の中間支援組織はなかなか立ち行かないのが現状である¹⁷。国家が財政難の折、如何にして純粋な民間発の中間支援組織を立ち上げ、運営していくのか、制度的側面のほか、その手法にもさらなる創意工夫と研究が必要となろう。

¹⁶ 例えばコミュニティ・ユース・バンク momo は、融資条件や審査プロセス、さらに借入が拒否された場合にはその理由も相手に説明しおり、相当程度の経営関与を行っている。当バンクでは出資金を“志金”と呼んでおり、寄付者の意向を重視している。

¹⁷ コミュニティ・ユース・バンク momo は民間主体であるが、代表の木村真樹氏によればバンクの運営は非常に厳しいとのことである。

<参考文献>

- 雨森孝悦 (2007) 『テキストブック NPO』 東洋経済新報社。
- 今田忠 (2006) 『日本の NPO 史』 ぎょうせい。
- 岩坪加紋 (2009) 「地域金融特論」 mimeo。
- NPO 法人研究フォーラム (1999) 『NPO が拓く新世紀』 清文社。
- 大西たまき (2005) 『日本の NPO/NGO におけるファンドレイズ機能とその発展戦略』 東京財団。
- 川口清史・田尾雅夫・新川達郎 (2005) 『よくわかる NPO・ボランティア』 ミネルヴァ書房。
- 京都地域創造基金 <http://www.plus-social.com/>。
- 金融庁 <http://www.fsa.go.jp/>。
- 全国 NPO バンク連絡会 <http://npobank.net/>。
- 全国労働金庫協会 <http://all.rokin.or.jp/>。
- 総務省 <http://www.soumu.go.jp/>。
- 田尾雅夫・吉田忠彦 (2009) 『非営利組織論』 有斐閣アルマ。
- 田中優 (2008) 『おカネが変われば世界が変わる』 コモンズ。
- 中小企業庁 <http://www.chusho.meti.go.jp/>。
- 特定非営利活動促進法 <http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H10/H10HO007.html>。
- 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社 (2007) 『平成 18 年度内閣府委託調査 「『豊かな公』を支える資金循環システムに関する実態調査」 報告書』。
- 内閣府 <http://www.cao.go.jp/>。
- 内閣府 NPO ホームページ <http://www.npo-homepage.go.jp/>。
- 日本 NPO センター <http://www.jnpoc.ne.jp/>。
- 藤井良弘 (2007) 『金融 NPO』 岩波新書。
- 北海道 NPO バンク (2007) 『NPO バンクを活用して起業家になろう』 昭和堂。
- 山岡義典 (2008) 『NPO 基礎講座[新版]』 ぎょうせい。
- 山内直人・田中敬文・河井孝仁 (2007) 『NPO 白書』 NPO 研究情報センター。